

年金記録確認鳥取地方第三者委員会（第164回）議事要旨

1. 日 時 平成23年2月3日（木） 13時30分から16時30分

2. 場 所 鳥取第2地方合同庁舎3階 共用小会議室

3. 出席者

（委 員）松本委員長、松井委員長代理、塩田委員、山田委員、渡辺委員
（事務室）佐々木事務室長、松浦事務室次長、池田主任調査員、前本主任
調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
- (2) 申立事案の説明・審議
- (3) その他（フリートーキング）

5. 会議経過

(1) 年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。

- ・年金事務所での受付件数

881件（平成23年1月23日現在：厚生年金563件、国民年金318件）

- ・第三者委員会への転送件数

818件（平成23年2月2日現在：厚生年金519件、国民年金299件）

(2) 審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

議論の結果、①厚生年金1件について記録の訂正が必要であること、
②厚生年金3件について記録の訂正が必要でないことを決定した。

次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審議を継続することとされた。

(3) 次回は、平成23年2月10日（木）13時30分から開催することとなつた。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認鳥取地方第三者委員会（第165回）議事要旨

1. 日 時 平成23年2月10日（木） 13時30分から16時30分

2. 場 所 鳥取第2地方合同庁舎3階 共用小会議室

3. 出席者

（委 員）松本委員長、松井委員長代理、塩田委員、山田委員、渡辺委員
（事務室）佐々木事務室長、松浦事務室次長、池田主任調査員、前本主任
調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
- (2) 申立事案の説明・審議
- (3) その他（フリートーキング）

5. 会議経過

(1) 年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。

- ・年金事務所での受付件数

881件（平成23年1月30日現在：厚生年金563件、国民年金318件）

- ・第三者委員会への転送件数

820件（平成23年2月9日現在：厚生年金521件、国民年金299件）

(2) 審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

議論の結果、①厚生年金1件について記録の訂正が必要であること、
②厚生年金3件について記録の訂正が必要でないことを決定した。

次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審議を継続することとされた。

(3) 次回は、平成23年2月24日（木）13時30分から開催することとなつた。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認鳥取地方第三者委員会（第166回）議事要旨

1. 日 時 平成23年2月24日（木） 13時30分から16時30分

2. 場 所 鳥取第2地方合同庁舎3階 共用小会議室

3. 出席者

（委 員）松本委員長、松井委員長代理、塩田委員、山田委員、渡辺委員
（事務室）佐々木事務室長、松浦事務室次長、池田主任調査員、前本主任
調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況
- (2) 申立事案の説明・審議
- (3) その他（フリートーキング）

5. 会議経過

(1) 年金記録確認鳥取地方第三者委員会への申立状況について、事務室から以下のとおり、説明した。

- ・年金事務所での受付件数

882件（平成23年2月13日現在：厚生年金564件、国民年金318件）

- ・第三者委員会への転送件数

826件（平成23年2月23日現在：厚生年金527件、国民年金299件）

(2) 審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

議論の結果、①厚生年金5件について記録の訂正が必要であること、
②厚生年金3件について記録の訂正が必要でないことを決定した。

次回の委員会においても、引き続き、事案の審議及びあっせん案の審議を継続することとされた。

(3) 次回は、平成23年3月3日（木）13時30分から開催することとなつた。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕